

障害者手帳、不正防止に脳波検査 「いきなり全ろう」の場合（厚生労働省）

厚生労働省は12月15日、疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会（分科会長＝葛原茂樹・鈴鹿医療科学大学教授）に聴覚障害の認定方法の見直し案を示し、了承された。来年度からの施行に向け、通知を改正する。「耳の聞こえない作曲家」が実は聞こえており障害者手帳を返還した事態を「非常に稀な例」としながらも重く見て、手帳を持っていない人がいきなり最重度の2級（全ろう）と診断される場合は脳波の変化などを調べる他覚的聴覚検査を必須とすることにした。

見直し案は、医師らによる検討会が10月末に出したまとめを受けたもの。改正した通知を自治体に出すことで、認定や手帳交付の運用を変える。

具体的には身体障害認定要領に「手帳を持っていない人を2級と診断する場合は、聴性脳幹反応などの他覚的聴覚検査かそれに相当する検査を実施し、その結果を記載し記録データのコピーなどを添付す

ること」と書き加える。初めて手帳を持つ人だけでなく、過去に持っていたことがある人も該当する。

これに伴い、指定医が記入する診断書・意見書の様式も変わり、身体障害者手帳の所持の有無をチェックする欄が新たに加わる。

また聴覚障害にかかわる指定医の専門性の向上も必要だとし、新規の指定は原則として耳鼻咽喉科学会認定の専門医とすること、専門医でない医師を指定する場合は講習会の受講などを推奨することも合わせて通知する。現行では他覚的聴覚検査は必須でなく、検査音が聞こえたら自分でボタンを押して反応する自覚的聴覚検査を主体としている。全員に他覚的検査を義務付けると障害者側の負担が大きだけでなく、機器が普及していない病院側の事情から見ても非現実的だとして、「いきなり全ろう」と診断されるケースに限った対策を取った。

（福祉新聞・第2697号 2014年12月22日）

「ノーマライゼーション障害者の福祉」12月号・特集目次

＜特集＞障害者差別解消法施行への期待
権利条約の国内実施のために何が必要か？（棟居快行）
障害のある女性の複合差別―実態と法制度の課題について（臼井久実子）
聴覚障害者の差別の実態や動向について（松本正志）
＜分野別課題＞
教育分野で差別解消法に期待すること（一木玲子）
労働及び雇用（赤松英知）
情報・コミュニケーション分野での障害者差別

とその解消（新谷友良）
交通バリアの除去に期待―視覚障害者の移動・歩行の安全性を保障するために（大橋由昌）
司法手続（大胡田誠）
さいたま市条例の取り組みから障害者差別解消法を見据えて（宗澤忠雄）
ナショナル・ミニマムとしての障害者差別解消法―自治体条例策定の経験から法の実効性を考える（岡島 実）